

○北広島市自主防災組織等活動助成金交付要綱

平成17年12月1日

市長決裁

改正 平成31年3月27日

令和4年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織又は自治会、町内会等(以下これらを「助成対象団体」という。)が行う防災活動に対し助成金を交付することにより、自主防災組織の育成及び自主防災活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、助成対象団体が自主的に行う次に掲げる事業とする。

- (1) 防災訓練
- (2) 防災に関する教育又は啓発
- (3) 防災資機材の購入等
- (4) その他市長が特に認める事業

(助成金額)

第4条 助成金額は、助成対象事業に要する経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 助成金額の限度額(以下「助成限度額」という。)は、次の表の左欄に掲げる助成対象団体の世帯数の区分に応じ、同表右欄に掲げる額とする。

助成対象団体の世帯数	助成限度額
100世帯未満	50,000円
100世帯以上500世帯未満	100,000円
500世帯以上	200,000円

(助成金の交付等)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則第10号)の規定するところによる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、防災危機管理室長が別に定める。  
(平31.3.27・令4.3.31・一部改正)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月27日)抄

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。